

第42期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月23日(木曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時15分)

場所

東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京
6階 会議室

末尾の会場ご案内図をご参照ください。

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へのご来場をお控えいただくようご協力をお願いいたします。

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後6時まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役及び監査等委員の報酬額改定の件
- 第7号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容一部改定の件
- 第8号議案 役員賞与支給の件

日本調剤株式会社

証券コード：3341

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
日 本 調 剤 株 式 会 社
代表取締役社長 三津原庸介

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくこといたしました。

株主の皆様のご感染リスクを避けるため、書面・インターネット等により事前に議決権を行使いただき、本株主総会につきましては、当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月22日（水曜日）午後6時まで議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
 2. 場 所 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 6階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第42期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第42期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役及び監査等委員の報酬額改定の件 |
| 第7号議案 | 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容一部改定の件 |
| 第8号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nicho.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nicho.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権の行使等についてのご案内

株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

日 時：2022年6月23日(木曜日) 午前10時

会 場：東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 6階会議室



「議決権行使書」を郵送する場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご返送ください。

(下記行使期限までに到着するようご返送ください。)

行使期限：2022年6月22日(水曜日) 午後6時まで



インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

行使期限：2022年6月22日(水曜日) 午後6時まで

パソコン又はスマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスの上、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電 話 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9:00～午後9:00



なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォン等から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までには取扱いを休止させていただきます。)
- ② パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(2) インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ⑤ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様方への利益還元を経営上の重要課題の一つとして捉えており、成長性を確保するための内部留保も十分に考慮しながらも、各期の経営成績に連動した形で最大限株主の皆様方に対して利益還元を図っていくことを基本方針としております。

このような方針の下、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は374,835,313円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附則</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、執行役員制度の導入に伴う経営体制の効率化を図るため、1名減員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	新任・再任	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況 (2021年度)
1	みつはら よう ずけ 三津原 庸 介	再任	代表取締役社長 社長執行役員 経営全般 経営企画・DX戦略担当	14/15回 (93%)
2	かさい なおと 笠井 直 人	再任	常務取締役 常務執行役員 営業統括・開発・企業情報担当	15/15回 (100%)
3	みやた のりあき 宮田 徳 昭	再任	取締役 上席執行役員 営業推進部長 営業推進・MC面対応営業担当	15/15回 (100%)
4	こやなぎ としゆき 小柳 利 幸	再任	取締役 上席執行役員 薬剤本部長 薬剤管理・推進・教育情報・ジェネリック推進・購買・在宅医療・ヘルスケア推進・マーケティング・薬剤企画・品質管理・支店管理・システム担当	15/15回 (100%)
5	おぎ かずのり 小城 和 紀	再任	取締役 上席執行役員 財務部長 経理・財務・関係会社担当	15/15回 (100%)
6	ふじもと よしひさ 藤本 佳 久	再任	取締役 上席執行役員 管理本部長 総務・人事・薬事採用センター・広報・民間医療保険・リスク管理・コンプライアンス統括・サステナビリティ統括担当 CSO	15/15回 (100%)
7	ますはら けいそう 増原 慶 壮	再任	取締役 上席執行役員 FINDAT事業部長 FINDAT事業担当	15/15回 (100%)
8	おんじ よしみつ 恩地 祥 光	再任	取締役 社外役員 独立役員	15/15回 (100%)
9	の ま 幹 晴 野間 幹 晴	再任	取締役 社外役員 独立役員	11/11回 (100%)

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	みつはら ようすけ 三津原 庸介 (1976年2月5日生) 再任	1999年 9月 当社入社 2001年 4月 当社経営企画部長 2005年 1月 日本ジェネリック(株)取締役 2006年 4月 当社営業推進部長 2006年10月 (株)メディカルリソース取締役 2007年 6月 当社取締役営業推進部長 2010年 6月 当社取締役退任 2013年 6月 (株)日本医薬総合研究所取締役 2014年 6月 当社取締役 2014年 6月 日本ジェネリック(株)取締役 2015年 6月 当社常務取締役 2017年 6月 当社専務取締役 2019年 6月 当社代表取締役社長(現任) 2019年 6月 (株)メディカルリソース代表取締役社長 2019年 6月 日本ジェネリック(株)代表取締役社長(現任) 2019年 6月 (株)日本医薬総合研究所代表取締役社長(現任) 2019年 6月 長生堂製薬(株)代表取締役会長(現任) 2021年 6月 (株)メディカルリソース取締役会長(現任) 2022年 4月 当社社長執行役員(現任)	6,640,000株
【担当】 経営全般、経営企画・DX戦略担当			
【取締役候補者とした理由】 三津原庸介氏は、1999年の入社以来、経営企画部長、営業推進部長、当社及び関連会社の取締役を経て、現在では当社代表取締役社長として、当社最高経営責任者としてのリーダーシップを発揮し、医療業界にイノベーションを起こす成長戦略を推し進めるなど経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	かさい なおと 笠井直人 (1962年5月16日生) 再任	2013年4月 当社入社 2013年4月 当社営業統括部部长 2013年10月 当社営業推進部長 2015年6月 当社取締役営業推進部長 2016年4月 当社取締役営業統括部長 2016年6月 当社常務取締役営業統括部長 2020年4月 当社常務取締役(現任) 2022年4月 当社常務執行役員(現任)	3,600株
		【担当】 営業統括・開発・企業情報担当	
		【取締役候補者とした理由】 笠井直人氏は、2013年の入社以来、主に店舗開発業務に従事し、営業推進部長を経て、現在では常務取締役として営業統括・開発・企業情報担当役員を務めるなど、当社における豊富な店舗開発実績と当社の店舗開発全般の管理・運営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。	
3	みやた のりあき 宮田徳昭 (1963年10月1日生) 再任	1992年1月 当社入社 2004年4月 当社大阪支店長兼大阪支店営業部部长 2007年4月 当社営業統括部長 2007年6月 当社取締役営業統括部長 2016年4月 当社取締役営業推進部長(現任) 2022年4月 当社上席執行役員(現任)	920株
		【担当】 営業推進部長、営業推進・MC面対応営業担当	
		【取締役候補者とした理由】 宮田徳昭氏は、1992年の入社以来、主に店舗開発業務に従事し、大阪支店長、営業統括部長を経て、現在では取締役営業推進部長として営業推進・MC面対応営業担当役員を務めるなど、当社における豊富な店舗開発実績と当社の店舗開発全般の管理・運営に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	こやなぎ としゆき 小柳利幸 (1963年4月8日生) 再任	1990年7月 当社入社 2000年4月 当社東北支店薬剤部部長 2004年12月 当社薬剤本部東日本薬剤統括部長 2009年12月 当社薬剤本部購買部長 2012年4月 当社薬剤本部長兼薬剤本部購買部長 2012年6月 当社取締役薬剤本部長兼薬剤本部購買部長 2014年1月 当社取締役薬剤本部長(現任) 2022年4月 当社上席執行役員(現任)	8,360株
		【担当】 薬剤本部長、薬剤管理・推進・教育情報・ジェネリック推進・購買・在宅医療・ヘルスケア推進・マーケティング・薬剤企画・品質管理・支店管理・システム担当	
		【取締役候補者とした理由】 小柳利幸氏は、1990年の入社以来、主に薬局運営・管理業務に従事し、薬剤本部長兼薬剤本部購買部長を経て、現在では取締役薬剤本部長として薬剤管理・推進・教育情報・ジェネリック推進・購買・在宅医療・ヘルスケア推進・マーケティング・薬剤企画・品質管理・支店管理・システム担当役員を務めるなど、当社における豊富な業務経験と薬局管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。	
5	おぎ かずのり 小城和紀 (1966年11月14日生) 再任	2008年5月 当社入社 2008年5月 当社財務部次長 2009年4月 当社財務部部長 2015年4月 当社財務部長 2015年6月 当社取締役財務部長(現任) 2015年6月 (株)メディカルリソース取締役 2021年10月 長生堂製薬(株)代表取締役社長(現任) 2021年10月 日本ジェネリック(株)取締役(現任) 2022年4月 当社上席執行役員(現任)	9,400株
		【担当】 財務部長、経理・財務・関係会社担当	
		【取締役候補者とした理由】 小城和紀氏は、2008年の入社以来、主に財務・会計業務に従事し、現在では取締役財務部長として経理・財務・関係会社担当役員及び子会社代表取締役を務めるなど、当社における豊富な業務経験と当社の管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	ふじもと よしひさ 藤本 佳久 (1958年9月10日生) 再任	2011年 1月 当社入社 2011年 1月 当社公共営業部長 2013年10月 当社総務部長 2016年 6月 当社取締役管理本部長兼総務部長 2019年 4月 当社取締役管理本部長(現任) 2022年 4月 当社上席執行役員(現任)	13,500株
		【担当】 管理本部長、総務・人事・薬事採用センター・広報・民間医療保険・リスク管理・コンプライアンス統括・サステナビリティ統括担当、CSO	
		【取締役候補者とした理由】 藤本佳久氏は、2011年の入社以来、公共営業部長にて店舗開発業務に従事した後、総務部長を経て、現在では取締役管理本部長として総務・人事・薬事採用センター・広報・民間医療保険・リスク管理・コンプライアンス統括・サステナビリティ統括担当役員及びCSOを務めるなど、当社における多種多様な業務経験と、当社の管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。	
7	ますはら けいそう 増原 慶壮 (1951年11月5日生) 再任	2001年 7月 聖マリアンナ医科大学病院薬剤部長 2006年 2月 川崎市立多摩病院薬剤部長 2007年 4月 昭和薬科大学大学院医療薬学客員教授 2017年 5月 聖マリアンナ医科大学客員教授 2017年 8月 (株)日本医薬総合研究所入社 2017年 8月 (株)日本医薬総合研究所病院コンサルタントグループ部長 2018年 6月 (株)日本医薬総合研究所取締役 2019年 4月 当社フォーミュラー事業推進部長 2019年 6月 当社取締役フォーミュラー事業推進部長 2020年 6月 当社取締役FINDAT事業部長(現任) 2022年 4月 当社上席執行役員(現任)	800株
		【担当】 FINDAT事業部長、FINDAT事業担当	
		【取締役候補者とした理由】 増原慶壮氏は、大学病院などにおいてジェネリック医薬品の使用を促進するなどの実績を有し、2019年の入社以来、フォーミュラー事業推進部長を経て、現在では取締役FINDAT事業部長としてFINDAT事業担当役員を務めるなど、当社が取り組む医療機関や地域へのフォーミュラーの普及活動に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	<p>おんじ よしみつ 恩地 祥光 (1954年11月1日生)</p> <p>再任 社外 独立役員</p>	<p>1977年 4月 (株)ダイエー入社 1994年 4月 同社経営企画本部長 1998年 9月 (株)アール・イー・パートナーズ取締役副社長 1999年12月 (有)オズ・コーポレーション代表取締役(現任) 2000年 3月 (株)レコフ事務所(現(株)レコフ)執行役員 2007年 6月 同社取締役兼主席執行役員 2010年 6月 同社代表取締役社長兼CEO 2016年10月 同社代表取締役会長 2016年12月 M&Aキャピタルパートナーズ(株)取締役 2018年 3月 東京建物(株)社外取締役(現任) 2018年 6月 当社社外取締役(現任) 2019年12月 UNITED FOODS INTERNATIONAL (株) 社外 監査役(現任) 2020年 6月 相鉄ホールディングス(株)社外取締役(現任) 2021年12月 (株)三友システムアプレイザル社外取締役(現任)</p>	0株
<p>【重要な兼職の状況】 (有)オズ・コーポレーション代表取締役 東京建物(株)社外取締役 UNITED FOODS INTERNATIONAL(株)社外監査役 相鉄ホールディングス(株)社外取締役 (株)三友システムアプレイザル社外取締役</p>			
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 恩地祥光氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、ガバナンス体制の強化に資することが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としました。 なお、在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。</p>			

候補者番号	ふりがな (氏名) (生年月日)	略歴、地位、 重要な兼職の 担当及び状況	所有する 当社の株式数
9	のまみきはる 野間幹晴 (1974年11月6日生) 再任 社外 独立役員	2002年4月 横浜市立大学商学部専任講師 2003年10月 横浜市立大学商学部助教授 2004年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授 2007年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授 2016年6月 (株)バンダイナムコホールディングス社外取締役 (現任) 2019年4月 一橋大学大学院経営管理研究科教授(現任) 2019年6月 すてきなニスグループ(株)(現ニス(株))社外監査 役(現任) 2019年12月 ダーウィン・キャピタル・パートナーズ(株)社外 監査役(現任) 2021年4月 (株)バンダイナムコエンターテインメント事業ア ドバイザー(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任) 2022年1月 (株)グッドコムアセット社外取締役(現任)	0株
<p>【重要な兼職の状況】 (株)バンダイナムコホールディングス社外取締役 一橋大学大学院経営管理研究科教授 ニス(株)社外監査役 ダーウィン・キャピタル・パートナーズ(株)社外監査役 (株)バンダイナムコエンターテインメント事業アドバイザー (株)グッドコムアセット社外取締役</p>			
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 野間幹晴氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与していませんが、大学院教授として財務・会計や企業価値評価に関する研究、教育活動を行っており、その専門的な学識・経験等を活かし、企業価値向上に資することが期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」は2022年3月31日時点の株式数であります。
3. 恩地祥光氏及び野間幹晴氏は、社外取締役候補者であります。当社は両氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 恩地祥光氏及び野間幹晴氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認可決された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

5. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項第1号に規定する費用及び同項第2号に規定する損失に関する補償契約を締結する予定はございません。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	新任・再任	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況 (2021年度)	監査等委員会出席状況 (2021年度)
1	はたけやま のぶゆき 畠山 信之	再任	取締役（常勤監査等委員）	15/15回 (100%)	15/15回 (100%)
2	とうよし あらた 東 葭 新	再任	取締役（監査等委員） 社外役員 独立役員	15/15回 (100%)	15/15回 (100%)
3	はらだ しお緒 原 田 史 緒	新任	—	—	—

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	はたけやま のぶゆき 畠山 信之 (1956年1月16日生) 再任	1987年 9月 当社入社 2000年 6月 当社取締役 2006年 6月 当社名古屋支店長 2009年12月 当社横浜支店長 2016年 2月 当社業務監査部長 2018年 6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2018年 6月 日本ジェネリック(株)監査役(現任) 2018年 6月 (株)メディカルリソース監査役(現任) 2018年 6月 (株)日本医薬総合研究所監査役(現任) 2018年 6月 長生堂製薬(株)監査役(現任)	4,000株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 畠山信之氏は、当社の取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任し、当社の健全かつ適切な運営に必要なとなる知識・経験を有しており、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。			
2	とうよし あらた 東 霞 新 (1965年10月31日生) 再任 社外 独立役員	1998年 4月 公認会計士登録 2007年 8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)パートナー 2013年 7月 公認会計士企業年金基金理事・運営委員 2014年 7月 トーマツチャレンジド(株)取締役 2016年12月 有限責任監査法人トーマツ退所 2017年 7月 一般社団法人成蹊会監事(現任) 2017年11月 税理士登録 2017年11月 (株)Kids Smile Project社外監査役 2018年 5月 公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団監事 2018年12月 ジャパン・プライベート・リート投資法人補欠監督役員(現任) 2019年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年 6月 SMC(株)社外監査役(現任) 2021年 6月 東京税理士会玉川支部幹事(現任)	0株
【重要な兼職の状況】 公認会計士・税理士 一般社団法人成蹊会監事 ジャパン・プライベート・リート投資法人補欠監督役員 SMC(株)社外監査役 東京税理士会玉川支部幹事			
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 東霞新氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただけることが期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。 なお、在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。			

候補者番号	ふりがな (氏名) (生年月日)	略歴、地位、 重要な兼職の 担当及び状況	所有する 当社の株式数
3	はらだ しお 原田 史緒 (1974年5月3日生) 新任 社外 独立役員	2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2000年4月 みのり総合法律事務所入所 2012年8月 四季の風総合法律事務所開設 2015年4月 東京地方裁判所民事調停委員(現任) 2016年4月 立教大学大学院法務研究科特任教授 2020年4月 司法研修所民事弁護教官(現任) 2021年5月 わらべや日洋ホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員)(現任)	0株
	【重要な兼職の状況】 弁護士 東京地方裁判所民事調停委員 司法研修所民事弁護教官 わらべや日洋ホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)		
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 原田史緒氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただけることが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」は2022年3月31日時点の株式数であります。
3. 東葎新氏及び原田史緒氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。当社は東葎新氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、原田史緒氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 畠山信之氏及び東葎新氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認可決された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 原田史緒氏の選任が承認可決された場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項第1号に規定する費用及び同項第2号に規定する損失に関する補償契約を締結する予定はございません。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

（ご参考）取締役のスキルセット分布

	三津原	笠井	宮田	小柳	小城	藤本	増原	恩地	野間	畠山	東葭	原田
								社外	社外		社外	社外
経営全般	●	●						●	●			
財務会計・金融	●	●			●			●	●		●	
会社経営に 関する専門性						●		●			●	●
法務・コンプライアンス						●		●			●	●
行政（医療・薬事含む）	●		●	●			●			●		
サステナビリティ	●					●			●			●
IT・DX（開発）	●				●							
経営のモニタリング・フィードバック								●	●		●	●
調剤薬局	●		●	●	●		●	●		●		
医薬品製造	●				●							
当社グループ業務に 関する知見	●				●			●			●	
人材派遣・紹介	●				●			●			●	
M&A・店舗戦略	●	●			●			●		●	●	
リスク管理・コンプライアンス	●			●	●	●		●		●	●	●

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本決議は、松原香織氏の就任前に限り、監査等委員会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、 重要な 地味、 兼任、 地位、 担当 職の 状況	所有する 当社の株式数
まつばら かおり 松原 香織 (1982年11月6日生)	2008年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2008年12月 田辺総合法律事務所入所 2013年 2月 最高裁判所司法研修所所付(民事弁護) 2018年 1月 田辺総合法律事務所パートナー(現任)	0株
【重要な兼職の状況】 弁護士 田辺総合法律事務所パートナー		
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 松原香織氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただけることが期待されるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 「所有する当社の株式数」は2022年3月31日時点の株式数であります。

3. 松原香織氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

4. 松原香織氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、松原香織氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号に規定する費用及び同項第2号に規定する損失に関する補償契約を締結する予定はございません。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。松原香織氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案 取締役及び監査等委員の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じ。）及び監査等委員である取締役の報酬額は、2016年6月28日開催の第36期定時株主総会において取締役の報酬額を年額10億円以内（うち社外取締役2,000万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額を年額5,000万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の社会・経済情勢の変化及び今後の社外取締役の増員に備えておく等、諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額（1事業年度当たりの金額）10億円以内（うち社外取締役5,000万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額を年額（1事業年度当たりの金額）5,000万円以内に改定いたしたいと存じます。

また、今般、株主の皆様方への分かりやすさの観点から「年額」の対象期間を事業年度に合わせるため、この改定の効力は2022年4月1日に遡って生ずるものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社が2022年2月21日開催の取締役会において定めた取締役・執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（その概要につきましては24頁をご参照ください。）に沿うものであり、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において多角的検討を行い妥当であるとの答申をいただいていることから、相当であると考えております。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役は3名であり、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役は3名となります。

第7号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容一部改定の件

1. 本制度改定を相当とする理由

当社は、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象に、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、2021年6月24日開催の第41期定時株主総会において株主の皆様方のご承認をいただき、今日に至っておりますが、今般、2022年4月の執行役員制度の導入に伴い、本制度の制度対象者を執行役員にも拡げるため、内容を一部改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度の改定は、制度対象者を執行役員まで拡充し、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることで、株主の皆様方と利害を共有することを目的としており、相当であると考えております。

制度対象者の追加に伴い、当社株式等の交付等を受けるための受益者要件においても、対象期間中に執行役員であること及び執行役員を退任していることを加えるものとします。

あわせて、当社が拠出する金員の上限を3事業年度ごとに1億2,600万円、取締役及び執行役員に対して交付等がなされる当社株式の数の上限を3事業年度ごとに123,000株（1事業年度ごとに41,000株）に改定したいと存じます。

本改定は、当社が2022年2月21日開催の取締役会において定めた取締役・執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（その概要につきましては24頁をご参照ください。）に沿うものであり、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において多角的検討を行い妥当であるとの答申をいただいていることから、相当であると考えております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結の時に7名となります。また、上記のとおり、本制度は新たに執行役員も対象とするため、本株主総会終結の時に本制度の対象となる取締役及び執行役員の員数は18名（うち取締役を兼務しない執行役員は11名）となります。本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本信託（下記2. (1)に定義されます。）の対象期間（下記2. (1)に定義されます。）中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役の報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

2. 本制度における改定後の内容等

(1) 現行の本制度の概要

本制度は、2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度まで3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託を通じて取得され、制度対象者に対して当社が定める株式交付規程に従って役位等に応じて当該信託を通じて当社株式等の交付等がなされる株式報酬制度であります。なお、本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております（本制度の実施のために設定したBIP信託を、以下「本信託」という。）。

(2) 本制度の改定内容

2022年4月1日の執行役員制度の導入に伴い、現行の本制度の対象者に執行役員（国内非居住者を除く。以下同じ。）を追加する内容の改定であります。

これに伴い、当社株式等の交付等を受けるための受益者要件においても、対象期間中に執行役員であること及び執行役員を退任していることを加えるものとします。

なお、取締役のポイント付与の対象期間は、前年7月1日から定時株主総会の間としておりますが、任期の違いを鑑み、執行役員のポイント付与対象期間は、前年4月1日から当年3月31日とします。

また、本改定に伴い、当社が拠出する金員の上限並びに取締役及び執行役員に交付等がなされる当社株式の数の上限を下表に記載のとおり改めます。

【主な改定内容】

	改定前	改定後
①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。)	・当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。) <u>及び執行役員(国内非居住者を除く。)</u> (以下「取締役等」という。)

②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響		
	改定前	改定後
当社が拠出する金員の上限	・3事業年度を対象として <u>87</u> 百万円	・3事業年度を対象として <u>126</u> 百万円
当社株式の取得方法及び取締役等に交付等がなされる当社株式の数の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・当社株式は、株式市場又は当社(自己株式処分)から取得予定 ・取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント上限は、<u>15,000</u>ポイント(15,000株相当) ・取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの上限に相当する株式数の発行済株式総数(2021年3月31日時点。自己株式控除後)に対する割合は約0.05% 	<ul style="list-style-type: none"> ・本改定において、当社株式は株式市場から取得予定(下記(3)参照) ・取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント上限は、<u>41,000</u>ポイント(41,000株相当) ・取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの上限に相当する株式数の発行済株式総数(2022年3月31日時点。自己株式控除後)に対する割合は約0.13%

※原則として、以下の期間（以下「対象在任期間」という。）に取締役等として在任した者を対象として、対象在任期間における基本報酬、在任月数及び役位に応じて、一定のポイントが付与されます。

取締役：前年7月1日から定時株主総会の間

執行役員：前年4月1日から当年3月31日

なお、その他本制度内容に変更はございません。本制度の内容については、2021年5月19日公表の「役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(3)本信託による当社株式の取得方法

本改定に伴い、上記(2)の当社が拠出する金員の上限及び取締役等に交付等がなされる当社株式の数の上限の範囲内で、株式市場より当社株式の取得を予定しています。

また、本制度の導入時に予定しておりました本信託による当社株式の取得についても本改定に伴う当社株式の取得とあわせて行います。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が取締役に付与されたポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記(2)の当社が拠出する金員の上限及び取締役等に交付等がなされる当社株式の数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(ご参考)

当社が2022年2月21日開催の取締役会において定めた取締役・執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。

取締役・執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役・執行役員の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬（株式交付信託）により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

また、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、取締役・執行役員共通の基本給テーブルで定める金額に、役位、役割に応じた役位手当、役割手当を加算して決定し、毎月一定の時期に支給する。基本給テーブルは取締役・執行役員毎に設定し、毎年の評価や在任年数等に応じて、適宜、見直しを図るものとする。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役・執行役員に対し、賞与として、以下の方式に基づき算出される金銭を、毎年、当該事業年度の定時株主総会終了後の一定の時期に支給する。

(1)取締役

連結経常利益を基礎とするプロフィット・シェア方式並びに連結売上高・連結営業利益及び役員毎の評価を基礎とするターゲット方式

(2)執行役員

単体売上高・単体営業利益及び執行役員毎の評価を基礎とするターゲット方式

4. 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役・執行役員に対し、株式交付信託制度に基づく株式等を退任後の一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位に応じて付与される年間株式交付ポイントの累計ポイント相当とする。

5. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役・執行役員の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役・執行役員の種類別の報酬の割合については、役位、役割、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。

6. 取締役・執行役員の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

すべての取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）・執行役員の報酬は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

第8号議案 役員賞与支給の件

当期業績に対する功労に報いるため、当期の利益、従来の役員賞与金の額、その他諸般の事情を勘案し、当期末の監査等委員及び社外取締役を除く取締役8名に対し総額3,884万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額、支給時期等につきましては取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、当社が2021年2月15日開催の取締役会において定めた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（その概要につきましては事業報告39頁をご参照ください。）に沿って、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し業績連動報酬として役員賞与を支給することを内容とするものであり、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において多角的検討を行い妥当であるとの答申をいただいていることから、相当であると考えております。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響による緊急事態宣言の再発出やまん延防止等重点措置の再適用により、社会経済活動が制限されるなどの厳しい状況が継続している中、国際情勢が緊迫化するなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のもと、当社グループでは、引き続き地域医療を担う医療機関として果たすべき使命を強く認識しながら、薬局各店舗における感染防止対策を徹底しつつ、良質な医療の提供に努めてまいりました。また同時に全社を挙げたコスト抑制にも継続して取り組んでおります。

この度、当社グループは、創業からの企業理念である「真の医薬分業の実現」の精神は継承したまま、時代の変化に合わせて当社グループの果たすべき責任を定義し直し、社会の持続可能性を追求していくため、新たにグループ理念を策定いたしました。私たちの使命を「すべての人の『生きる』に向き合う」と定めるとともに、2030年に向けたグループの目指す姿を「誰もが一番に相談したくなるヘルスケアグループへ」といたしました。当社グループはこのグループ理念のもと、医療を軸とした事業アプローチによる社会課題解決を通じて、すべての人の「生きる」に貢献してまいります。

さらに、2022年4月よりプライム市場へ移行することを見据えて、経営の意思決定機能・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行権限と執行責任の一層の明確化を図り、意思決定の迅速化、経営の機動性を高めること、及びコーポレートガバナンスの強化を図り、経営環境の変化に柔軟に対応し、企業価値を向上させることを目的に執行役員制度を導入いたしました。加えて、当社グループは、会社を支える「人 (human) =社員」こそ、大切な経営資源と捉え、「社員が安全に、健康な状態でいきいきと働くことができる職場づくり」を重要な経営のテーマと考え、2021年9月に健康経営宣言を行い、代表取締役社長を最高健康経営責任者とする健康経営推進体制のもと健康経営の強化を推し進めてまいりました。今回これらの取り組みが評価され、2022年3月に経済産業省が定める健康経営優良法人認定制度に基づき、「健康経営優良法人2022 (大規模法人部門)」に認定されました。

調剤薬局事業においては、2022年3月1日に日本調剤 オンライン薬局サービス「NiCOMS」の公式サイトをオープンしました。オンライン上でも患者さまとあたたかなコミュニケーションをとることをコンセプトとして、オレンジ色を基調とした

「NiCOMS」のロゴを制定し、「NiCOMS」内の予約画面や通話画面のカラーデザインも一新いたしました。患者さまの薬物治療に寄り添う身近なコミュニケーション機能としてご利用いただけるとともに、2022年4月より導入されたリフィル処方箋や、本格運用の開始が見込まれる電子処方箋にも対応すべく、今後も一層使いやすいサービスを目指していく予定です。

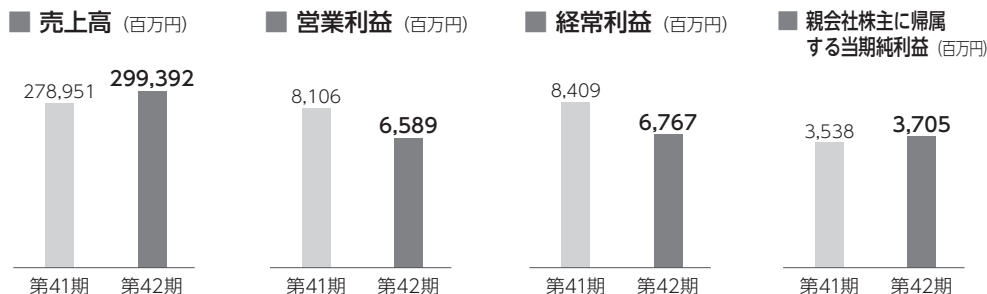
また、2014年に自社開発し、全国の日本調剤グループの薬局でご利用いただける電子お薬手帳「お薬手帳プラス」の登録会員数は、2022年2月に100万人を突破いたしました。お薬手帳としての機能はもちろん、健康をサポートする様々な機能を搭載しており、処方箋送信機能を使った薬局の待ち時間の短縮や、「つながる」機能による薬局薬剤師とのお薬に関する相談など、新型コロナウイルス感染症の影響下においても多くの患者さまにご活用いただいております。

医薬品製造販売事業においては、電力・ガス・水などの使用削減、効率的な使用を通じて、環境保全に配慮した ESG経営を推進している当社グループの一員として、日本ジェネリック株式会社においてカーボンニュートラル（CN）都市ガスの導入とカーボンニュートラルLNGバイヤーズアライアンスへの加盟を行いました。東京ガスが供給するCN都市ガスの導入は、ジェネリック医薬品業界では初となり、3事業所合計で年間約4,000トンのCO2削減効果が見込まれます。

医療従事者派遣・紹介事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、薬剤師派遣・紹介の需要減少が継続する中、新型コロナウイルスワクチン接種関連業務を含む医師紹介の実績が拡大しました。また、2022年3月31日には、厚生労働省が推奨する「優良派遣事業者認定制度」の更新認定を受けております。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高299,392百万円（前年同期比7.3%増）、営業利益6,589百万円（同18.7%減）、経常利益6,767百万円（同19.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益3,705百万円（同4.7%増）となりました。

引き続き当社グループは、患者さま・お客さまに安心してご利用いただくため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に全力で取り組み、良質な医療の提供を継続してまいります。



〔各事業のセグメント別概況〕

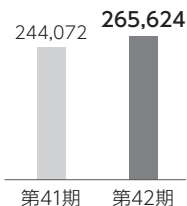
・調剤薬局事業

当連結会計年度の売上高は265,624百万円（前年同期比8.8%増）、営業利益は13,009百万円（同22.9%増）となりました。

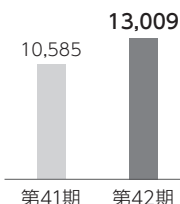
3月末時点での総店舗数は、同期間に40店舗の新規出店、13店舗の閉店を行った結果、計697店舗（物販店舗1店舗を含む）となりました。

売上高及び営業利益につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が継続しているものの、前年度の出店効果及び処方箋枚数の増加等により増収増益となりました。なお、国が2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とすることを目標として掲げているジェネリック医薬品の数量ベース使用割合は、当社グループでは3月末時点で全ての都道府県において80%を達成しており、全社平均では89.3%に達しております。また、在宅医療実施店舗の割合は93.1%（年間12件以上実施の店舗割合）と順調に推移しております。

■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)

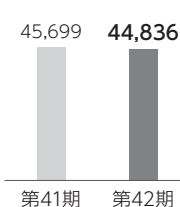


・医薬品製造販売事業

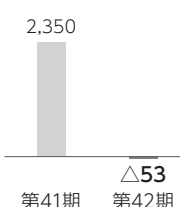
当連結会計年度の売上高は44,836百万円（前年同期比1.9%減）、営業損失は53百万円（前年同期は2,350百万円の利益）となりました。

売上高につきましては、2019年以降の新規薬価収載品の販売が好調であった一方、2021年4月の薬価改定に伴う既存製品の販売価格の下落があったこと等により減収となりました。営業利益につきましては、コスト削減の取り組みに加え、収益性を重視した販売方針、及び新規薬価収載品を含む自社製造品目の販売拡大は継続しているものの、長生堂製薬における品質問題を原因とする不良資産処理による一時的な損失を計上したこと等により減益となりました。なお、長生堂製薬における業務改善の進捗につきましては、公表している改善計画に基づき順調に改善を進めている状況です。出荷調整品目につきましても、販売再開に向けて取り組みを進めております。なお、当連結会計年度末での販売品目数は、新規薬価収載品15品目を発売したことなどにより642品目（一般用医薬品2品目を含む）となりました。

■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)

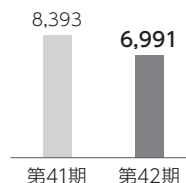


・医療従事者派遣・紹介事業

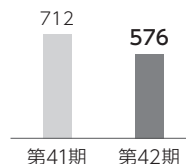
当連結会計年度の売上高は6,991百万円（前年同期比16.7%減）、営業利益は576百万円（同19.1%減）となりました。

売上高につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により薬剤師派遣の需要が減少し減収となりました。営業利益につきましては、薬剤師派遣・紹介が縮小した影響等により減益となりましたが、新型コロナウイルスワクチン接種関連業務を含む医師紹介の実績が拡大傾向にあります。

■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)



② 資金調達の状況

調剤薬局事業における新規出店及び医薬品製造販売事業における設備投資並びに借入金の借換えのため、当連結会計年度において10,900百万円の借入を実施しております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は、調剤薬局事業における出店費用及び医薬品製造販売事業における設備投資を中心として、8,362百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2021年4月1日に株式会社新栄メディカル、7月1日に株式会社薬栄ほか有限会社2社、10月1日に有限会社ハート調剤薬局、2022年1月1日に有限会社ヤジマメディカルブレンほか有限会社1社を当社に吸収合併しております。前述の7社は全て、当社の100%子会社であります。

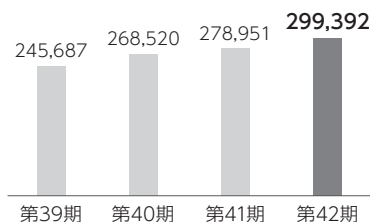
また、株式会社メディカルリソースは、2022年2月1日に株式会社WORKERS DOCTORSを吸収合併しております。同社は、株式会社メディカルリソースの100%子会社であります。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
 当社は、当連結会計年度に有限会社2社の株式を取得し、子会社といたしました。

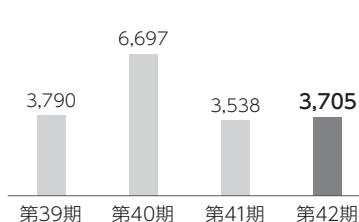
(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 39 期 (2019年3月期)	第 40 期 (2020年3月期)	第 41 期 (2021年3月期)	第 42 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	245,687	268,520	278,951	299,392
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,790	6,697	3,538	3,705
1株当たり当期純利益 (円)	121.74	223.33	118.01	123.56
総 資 産 (百万円)	178,677	185,551	186,262	178,753
純 資 産 (百万円)	41,073	47,072	49,868	52,876
1株当たり純資産額 (円)	1,369.52	1,569.77	1,663.01	1,763.34

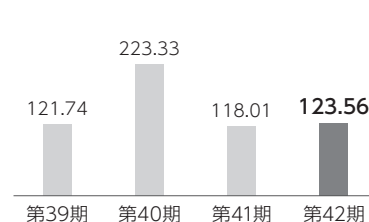
■ 売上高 (百万円)



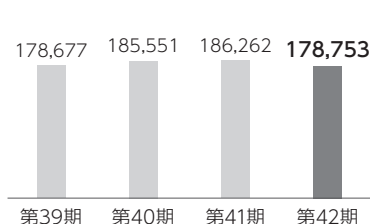
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



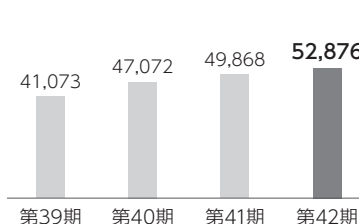
■ 1株当たり当期純利益 (円)



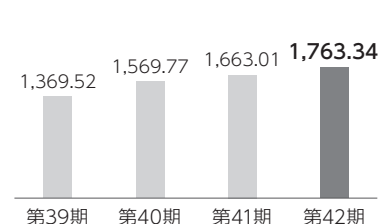
■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



■ 1株当たり純資産額 (円)



(注) 1. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第39期の期首に行われたと仮定して算定しております。

2. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりであります。

第39期

調剤薬局事業は、32店舗を新規出店いたしました。自力出店を中心とした出店戦略の成果などにより増収となりました。他方営業利益は調剤報酬及び薬価の改定の影響により8,707百万円と大幅な減益となりました。医薬品製造販売事業は、調剤薬局事業の業容拡大に伴う内部売上高の増加などにより増収となりました。利益面についても、償却負担増加を販売戦略効果などで補填し1,885百万円と増益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、紹介事業伸展などにより増収を果たしましたが、医師紹介事業拡大に向けた先行投資負担が大きく、1,478百万円と減益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は3,790百万円となり、前期比37.9%の減益となりました。

第40期

調剤薬局事業は、65店舗を新規出店いたしました。高額な医薬品の処方増加やかかりつけ薬剤師・薬局への取り組みなどにより増収となりました。また営業利益は増収による増益効果などにより9,785百万円と増益となりました。医薬品製造販売事業は、新製品の好調な販売などにより増収となったものの、薬価改定の影響などにより営業利益は1,301百万円と減益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、派遣需要の減少などにより減収となったものの、収益性の高い紹介事業が拡大したことなどにより営業利益は1,851百万円と増益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は6,697百万円となり、前期比76.7%の増益となりました。

第41期

調剤薬局事業は、29店舗を新規出店いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響による処方箋枚数の減少が継続したものの、前年度の出店効果や長期処方の増加による処方箋単価の上昇、並びに全社を挙げた継続的なコスト削減施策の実施により増収、営業利益は10,585百万円と増益となりました。医薬品製造販売事業は、2020年4月の薬価改定に伴う既存製品の販売価格の下落があった一方、2019年12月、2020年6月及び2020年12月の新規薬価収載品の好調な販売等により増収となりました。営業利益は、新規薬価収載品を含む自社製造品目の販売拡大に伴う利益率の改善等により、2,350百万円と増益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による一層の派遣抑制が継続したことにより減収となりました。営業利益につきましては、薬剤師派遣事業における減収の影響が大きく712百万円と減益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は3,538百万円となり、前期比47.2%の減益となりました。

第42期

当連結会計年度につきましては、「(1) ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社メディカルリソース	93百万円	100%	医療従事者派遣・紹介事業
日本ジェネリック株式会社	1,255百万円	100%	医薬品製造販売事業
株式会社日本医薬総合研究所	100百万円	100%	情報提供・コンサルティング事業
長生堂製薬株式会社	340百万円	(100%)	医薬品製造販売事業

(注) 議決権比率の()は、間接所有となっております。

(4) 対処すべき課題

調剤薬局を取り巻く経営環境においては、2021年8月より、患者さまが自身に適した薬局を選択できるよう、特定の機能を有する薬局の都道府県知事による認定制度が開始されました。この制度により、在宅医療や、入退院時を含め他の医療機関との服薬情報の連携に対応できる「地域連携薬局」及び、がん等のより高度な薬学管理への対応や高い専門性が求められる「専門医療機関連携薬局」の認定が始まり、今後ますます患者さまのニーズに応えられる薬局づくりが求められております。また2022年4月の診療報酬改定では、医療の質と患者さまの利便性の向上を目的にオンライン診療・オンライン服薬指導のさらなる規制緩和が実施されております。

また、医薬品製造販売事業においては、2021年4月より、これまで隔年で行われていた薬価改定が毎年改定となり、薬局・医薬品業界を取り巻く経営環境はより厳しいものとなっておりますが、度重なるジェネリック医薬品メーカーによる品質問題や供給問題により、業界一体となった品質管理及び安定供給への取り組みが急務となっております。

医療従事者派遣・紹介事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により薬剤師の派遣紹介事業のマーケットが縮小するなど、大きく変わる経営環境への対応が求められております。また、近年実績を伸ばしている医師事業についても、新型コロナワクチン接種関連需要が一服する中、さらなる実績拡大に向けた取り組みが求められております。

このような経営環境のもと、当社グループでは、主力の調剤薬局事業において、国の示す薬局のあるべき姿を追求し、すでに業界に先駆けて数多くの専門医療機関連携薬局・地域連携薬局としての認定を取得しておりますが、患者さまにさらなる良質な医療サービスを提供すべく、利便性の高い薬局店舗づくりや高い専門性を有する薬剤師の育成に注力してまいります。合わせて、医療版DXにも全力で取り組み、オンライン服薬指導や電子お薬手帳「お薬手帳プラス」の利用拡大を通じて、患者さまに便利で高品質・高付加価値な医療の提供を拡大させてまいります。

また、医薬品製造販売事業につきましては、品質管理と安定供給を経営の最優先事項として、高品質なジェネリック医薬品の安定供給に全力で取り組んでまいります。また、当社グループの強みであるグループシナジーの発揮に加え、研究開発投資による新規薬価収載品を含む自社製造品目の拡大及び収益力向上にも注力してまいります。

医療従事者派遣・紹介事業につきましては、薬剤師・医師を中心とした医療従事者の紹介事業のさらなる強化を図るとともに、産業医事業を全国へと展開することで、医師事業の一層の拡大も推し進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

区 分	事 業 の 内 容
調 剤 薬 局 事 業	調剤薬局の経営
医 薬 品 製 造 販 売 事 業	ジェネリック医薬品の製造及び販売
医 療 従 事 者 派 遣 ・ 紹 介 事 業	薬剤師の派遣及び有料職業紹介 医師の有料職業紹介 看護師の派遣及び有料職業紹介 産業医業務の提供
情 報 提 供 ・ コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業	医薬情報の提供・研究・調査 広告媒体ビジネス 製薬企業・医療機関等へのコンサルティング

(6) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

① 調剤薬局事業

日 本 調 剤 株 式 会 社		本 社（東京都千代田区）	
出店地域	当社店舗数	調剤子会社店舗数	グループ店舗総数
北 海 道	47	0	47
東 北	51	0	51
関 東 甲 信 越	377	5	382
東 海	60	0	60
関 西 ・ 北 陸	82	0	82
中 国 ・ 四 国	39	0	39
九 州	36	0	36
合計	692	5	697

（注）調剤子会社とは、合同会社水野、有限会社群大前薬局、有限会社仁生堂の3社であります。

② 医薬品製造販売事業

日 本 ジェネリック 株 式 会 社	本 社（東京都千代田区）
長 生 堂 製 薬 株 式 会 社	本 社（徳島県徳島市）

③ 医療従事者派遣・紹介事業

株 式 会 社 メディカルリソース	本 社（東京都千代田区）
-------------------	--------------

④ 情報提供・コンサルティング事業

株 式 会 社 日 本 医 薬 総 合 研 究 所	本 社（東京都千代田区）
---------------------------	--------------

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前期比増減
調剤薬局事業	4,195名	307名増
医薬品製造販売事業	761名	28名増
医療従事者派遣・紹介事業	255名	19名減
全社 (共通)	341名	15名増
合計	5,552名	331名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇員 (準社員、パートタイマー等) は含まれておりません。
2. 出向者は、出向先の各区分の使用人数に含まれております。
3. 全社 (共通) の使用人数は、特定の事業区分に帰属しない本社部門の就業人員数であります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数 (内薬剤師)	前期比増減 (内薬剤師)	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	4,458名 (2,951名)	424名増 (336名増)	34.8歳	7.1年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇員 (準社員、パートタイマー等) は含まれておりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、正社員に関するものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,255百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,042百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,435百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,000百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,600百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 88,384,000株
- ② 発行済株式の総数 32,048,000株（自己株式2,061,175株を含む）
- ③ 株主数 9,558名（うち単元株主数8,281名）
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
三 津 原 庸 介	6,640,000	22.14
三 津 原 博	4,800,000	16.01
株 式 会 社 三 津 原 興 産	3,600,000	12.01
有 限 会 社 マ ッ ク ス プ ラ ン ニ ン グ	2,240,000	7.47
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信託口）	1,554,200	5.18
日 本 調 剤 従 業 員 持 株 会	975,000	3.25
三 津 原 陽 子	800,000	2.67
姚 恵 子	538,600	1.80
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	400,000	1.33
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	176,800	0.59

（注）持株比率は自己株式（2,061,175株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三津原 庸 介	経営全般 経営企画・DX戦略担当 日本ジェネリック(株)代表取締役社長 (株)日本医薬総合研究所代表取締役社長 長生堂製薬(株)代表取締役会長 (株)メディカルリソース取締役会長
常務取締役	深井 克彦	医療連携推進・事業開発担当
常務取締役	笠井 直人	営業統括・開発・企業情報担当
取締役	宮田 徳昭	営業推進部長 営業推進・MC面対応営業担当
取締役	小柳 利幸	薬剤本部長 薬剤管理・推進・教育情報・ジェネリック推進・ 購買・在宅医療・ヘルスケア推進・マーケティング・ 薬剤企画・品質管理・支店管理・システム担当
取締役	小城 和紀	財務部長 経理・財務・関係会社担当 長生堂製薬(株)代表取締役社長 日本ジェネリック(株)取締役
取締役	藤本 佳久	管理本部長 総務・人事・薬事採用センター・広報・民間医療保 険・リスク管理・コンプライアンス統括・サステナビ リティ統括担当 CSO
取締役	増原 慶壮	FINDAT事業部長 FINDAT事業担当
取締役	恩地 祥光	(有)オズ・コーポレーション代表取締役 東京建物(株)社外取締役 UNITED FOODS INTERNATIONAL(株)社外監査役 相鉄ホールディングス(株)社外取締役 (株)三友システムアプレイザル社外取締役
取締役	野間 幹晴	(株)バンダイナムコホールディングス社外取締役 一橋大学大学院経営管理研究科教授 ナイス(株)社外監査役 ダーウィン・キャピタル・パートナーズ(株)社外監査役 (株)バンダイナムコエンターテインメント事業アドバイザー (株)グッドコムアセット社外取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（監査等委員・常勤）	畠山信之	日本ジェネリック(株)監査役 株)メディカルリソース監査役 株)日本医薬総合研究所監査役 長生堂製薬(株)監査役
取締役（監査等委員）	ト部忠史	弁護士 明哲総合法律事務所パートナー
取締役（監査等委員）	東 葎 新	公認会計士・税理士 一般社団法人成蹊会幹事 ジャパン・プライベート・リート投資法人補欠監督役員 SMC(株)社外監査役 東京税理士会玉川支部幹事

- (注) 1. 取締役恩地祥光氏、野間幹晴氏、監査等委員である取締役ト部忠史氏及び東葎新氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員である取締役東葎新氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査等委員である取締役東葎新氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために畠山信之氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反を認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社、当社の会社法上の子会社並びに当社及び子会社の取締役、監査役、管理職・監督者の地位にある従業員等及びその相続人等であります。また、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・ 決定方針の決定方法

当社の取締役会は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。

・ 決定方針の内容の概要

決定方針の内容の概要は、以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の企業理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬（株式交付信託）により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

また、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、取締役共通の基本給テーブルで定める金額に、役位、役割に応じた役位手当、役割手当を加算して決定し、毎月一定の時期に支給する。基本給テーブルは取締役毎に設定し、毎年の評価や在任年数等に応じて、適宜、見直しを図るものとする。

c. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、役員賞与として、連結経常利益を基礎とするプロフィット・シェア方式並びに連結売上高・連結営業利益及び役員毎の評価を基礎とするターゲット方式に基づき算出される金銭を、毎年、当該事業年度の定時株主総会終了後の一定の時期に支給する。

d.株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、株式交付信託制度に基づく株式等を退任後の一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位に応じて付与される年間株式交付ポイントの累計ポイント相当とする。

e.基本報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、役割、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。

f.取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手續に関する事項

すべての取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

・当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の固定報酬総額の最高限度額については、2016年6月28日開催の第36期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額10億円以内（うち社外取締役2,000万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額を年額5,000万円以内と決議しており、当該決議時の取締役の員数は11名、監査等委員である取締役は3名でした。また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議しております。

・当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象とした株式報酬のために当社が拠出する金員の上限及び取締役に付与されるポイントの上限については、2021年6月24日開催の第41期定時株主総会において、上記の固定報酬総額の最高限度額とは別枠で、連続する3事業年度ごとに8,700万円、1事業年度あたり15,000ポイント（当社株式15,000株相当）の範囲内と決議いただいております。当該決議時の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名でした。

八. 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	役員賞与	退職慰労金	株式報酬 (BIP信託)	
取締役(監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	289 (18)	228 (18)	45 (-)	4 (-)	11 (-)	10 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	29 (15)	29 (15)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
計	318 (33)	258 (33)	45 (-)	4 (-)	11 (-)	13 (4)

- (注) 1. 当社は、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に對し業績連動報酬として役員賞与を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結経常利益、連結売上高及び連結営業利益であり、業績連動報酬の算定方法は、連結経常利益を基礎とするプロフィット・シェア方式並びに連結売上高・連結営業利益及び役員毎の評価を基礎とするターゲット方式としております。当事業年度の連結経常利益、連結売上高及び連結営業利益は、1. (1)①事業の経過及び成果に記載のとおりです。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
3. 当社は、株式報酬制度(BIP信託)を導入しておりますが、未だ信託の設定ができておりません。上記の金額については、報酬として信託に拠出する金員の予定額を記載しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役恩地祥光氏は、(有)オズ・コーポレーション代表取締役、東京建物(株)社外取締役、UNITED FOODS INTERNATIONAL(株)社外監査役、相鉄ホールディングス(株)社外取締役、(株)三友システムアプレイザル社外取締役を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役野間幹晴氏は、(株)バンダイナムコホールディングス社外取締役、一橋大学大学院経営管理研究科教授、ナイス(株)社外監査役、ダーウィン・キャピタル・パートナーズ(株)社外監査役、(株)バンダイナムコエンターテインメント事業アドバイザー、(株)グッドコムアセット社外取締役を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)ト部忠史氏は、明哲総合法律事務所パートナーを兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)東葭新氏は、一般社団法人成蹊会監事、ジャパン・プライベート・リート投資法人補欠監督役員、SMC(株)社外監査役、東京税理士会玉川支部幹事を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

- ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
 ・該当事項はありません。
 ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	恩地祥光	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回出席し、必要に応じ当社が期待する企業経営者としての経験に基づいた専門的見地から適宜発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。
社外取締役	野間幹晴	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回出席し、必要に応じ当社が期待する大学院教授としての経験に基づいた専門的見地から適宜発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。
社外取締役 (監査等委員)	卜部忠史	当事業年度開催の取締役会15回のうち、監査等委員として15回出席し、当社が期待する弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。さらに、当事業年度開催の監査等委員会15回のうち15回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	東 新	当事業年度開催の取締役会15回のうち、監査等委員として15回出席し、当社が期待する公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。さらに、当事業年度開催の監査等委員会15回のうち15回出席し、主に経理システム並びに内部監査について適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、当該金額について監査等委員会は、監査計画、監査内容、監査に要する工数が適切な会計監査を実施する上で相当か否か及び報酬水準が従来の実績値及び監査法人の一般的水準に比して高額でないかという観点から検討し、会計監査人の報酬に関する代表取締役の決定は妥当であると認め、これに同意しました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令上保存を義務付けられている文書、議事録、稟議書、契約書及び重要な情報の保存並びに管理に関する事項を、別途定める文書管理規程に従って管理するものとし、取締役及び内部監査部門は、業務の必要に応じこれらの書類を自由に閲覧できるものとする。

2. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループは、部門毎に個別のリスクを把握、管理し、別途定める規程、マニュアル等により、リスクの現実化を予防するとともに、リスクが現実化した場合は、担当する取締役の責任と権限において即座に対処するものとする。
- ②社長直属の内部監査室が、定期的に、当社グループの各部門のリスク管理の状況を監査し、想定されたリスクに遺漏がないか、リスクの管理方法等が適切かどうかをレビューし、必要な指示を行うものとする。

3. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定めるものとする。
- ②当社グループは、別途定める職務権限規程によって、業務毎に決裁レベルを規定することにより、効率的に決裁が行われる体制を整備するとともに、別途定める業務分掌規程によって、部門毎に業務内容を明確に規定することにより、業務の効率性を図るものとする。
- ③別途定める予算管理規程によって予算管理を行うことにより、経営効率の向上を図るとともに、IT（情報技術）化を進めることにより、業務の効率性を図るものとする。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社グループは、取締役会を毎月及び必要があるときは随時開催することで、取締役間相互の監視・監督機能を確保し、もって取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するものとする。
 - ②当社グループは、別途定める個別規程及びマニュアル等によって、各業務の手順や遵守すべき事項等を規定することにより、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するものとする。
 - ③社長直属の内部監査室が、定期的に、当社グループの使用人の法令及び定款適合性の状況を監査し、必要な指示を行うものとする。
 - ④当社グループにおいては、各子会社に、規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進委員を配置するものとする。
 - ⑤当社グループは、当社グループの役員・従業員等が当社コンプライアンス担当部門に対して直接通報を行うことができる日本調剤ホットラインを整備するものとする。
 - ⑥当社は、取締役会の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化する。
5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を義務づけるとともに、重要事項についての事前協議を義務づけるものとする。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、内部監査部門を中心に人選を行い、補助使用人を置くものとする。
 - ②補助使用人の人数、職位等については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とが協議して決定するものとする。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ①当社が補助使用人を置いた場合、当該補助使用人の異動、懲戒及び解雇については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - ②補助使用人の人事考課は、監査等委員会の評価に基づき、常勤の監査等委員が行うものとする。

- ③補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する際は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- ④当社は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとする。
8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ①当社は、取締役会を毎月及び必要があるときは随時開催することにより、業務執行取締役が担当する業務の執行状況等が定期的に報告される体制を確保するものとする。
- ②取締役及び使用人が、監査等委員会からその業務執行に関する事項の報告（必要な事項の調査及び必要な資料の写しの提出を含む。）を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行うものとする。
9. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- ①当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- ②当社グループの役職員は、法令違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うものとする。
10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・従業員に周知徹底するものとする。
11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又はその償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と連携して随時情報交換することによって、迅速かつ的確に問題点を把握し、もって監査の実効性を確保するものとする。

当期における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、「企業行動憲章」「倫理行動指針」「コンプライアンス基本規程」「コンプライアンス推進規程」「リスク管理規程」等を整備し、社内イントラネット等を通じて当社グループ各社が遵守すべき基本事項につき周知徹底を図っています。
- ②コンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会を年4回開催し、各分野における諸施策の推進及び情報の共有化を図りました。
- ③内部通報制度であるホットラインにつきましては、「内部通報制度運用規程」に基づき、当社グループ各社において社内外の通報窓口を設置し、継続的に運用するとともに、通報者に対する通報を理由とする不利益取扱い、範囲外共有及び通報者探索を禁止することで通報者の保護を図っています。
- ④災害・事故等の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画（BCP）を策定し、社内イントラネット等を通じて周知徹底を図っています。
- ⑤監査等委員会の職務を補助する補助使用人5名を監査等委員会の要請に基づき配置し、監査体制の強化を図りました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要課題の一つとして捉えており、成長性を確保するための内部留保も十分に考慮しながらも、各期の経営成績に連動した形で最大限株主の皆さまに対して利益還元を図っていくことを基本方針としております。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。内部留保資金の使途といたしましては、中長期的な事業拡大の原資として利用することとしております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	81,651	流動負債	78,931
現金及び預金	25,543	買掛金	48,513
受取手形	27	電子記録債務	2,862
売掛金及び契約資産	20,458	短期借入金	1,000
電子記録債権	422	1年内返済予定の長期借入金	12,366
商品及び製品	23,024	リース債務	148
仕掛品	1,799	未払法人税等	1,800
原材料及び貯蔵品	6,262	賞与引当金	3,861
その他	4,121	役員賞与引当金	45
貸倒引当金	△8	資産除去債務	4
固定資産	97,102	その他	8,330
有形固定資産	64,025	固定負債	46,944
建物及び構築物	29,559	長期借入金	41,531
機械装置及び運搬具	13,743	リース債務	1,127
土地	14,155	役員退職慰労引当金	71
リース資産	1,095	退職給付に係る負債	2,276
建設仮勘定	1,226	資産除去債務	1,422
その他	4,244	その他	514
無形固定資産	18,969	負債合計	125,876
のれん	15,220	(純資産の部)	
その他	3,749	株主資本	52,887
投資その他の資産	14,107	資本金	3,953
投資有価証券	16	資本剰余金	10,926
長期貸付金	554	利益剰余金	41,507
敷金及び保証金	8,797	自己株式	△3,500
繰延税金資産	3,842	その他の包括利益累計額	△10
その他	896	退職給付に係る調整累計額	△10
資産合計	178,753	純資産合計	52,876
		負債・純資産合計	178,753

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	299,392
売上原価	246,969
売上総利益	52,422
販売費及び一般管理費	45,833
営業外収益	6,589
受取手賃料	38
受取補償	511
受取保険金	40
受取金の収入	144
その他の収入	218
営業外費用	258
支払利息	295
支払手数料	0
支払賃料	381
固定資産の売却損	107
その他の損失	249
経常利益	1,034
特別利益	6,767
固定資産売却益	6
役員退職慰労引当金戻入額	46
受取事業分離における移転利益	3,909
特別損失	67
減損	669
災害による損失	3,910
税金等調整前当期純利益	4,580
法人税、住民税及び事業税	2,984
法人税等調整額	△473
当期純利益	2,511
親会社株主に帰属する当期純利益	3,705
	3,705

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年 4月 1日 残高	3,953	10,926	38,551	△3,500	49,931
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△749		△749
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,705		3,705
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,955	△0	2,955
2022年 3月31日 残高	3,953	10,926	41,507	△3,500	52,887

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2021年 4月 1日 残高	△63	△63	49,868
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△749
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,705
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	53	53	53
連結会計年度中の変動額合計	53	53	3,008
2022年 3月31日 残高	△10	△10	52,876

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	60,276	流動負債	63,952
現金及び預金	21,332	買掛金	40,976
売掛金及び契約資産	12,127	関係会社短期借入金	2,405
商産品	10,876	1年内返済予定の長期借入金	11,269
関係会社短期貸付金	12,483	リース債務	145
前払費用	1,192	未払金	2,729
その他の貸倒引当金	2,271	未払費用	1,208
	△7	未払法人税等	1,714
固定資産	79,809	預り金	159
有形固定資産	24,449	前受収益	42
建物	10,615	賞与引当金	3,159
構築物	638	役員賞与引当金	45
船舶	0	資産除去債務	4
車両運搬具	3	その他の	92
工具、器具及び備品	3,163	固定負債	36,908
土地	8,126	長期借入金	32,530
リース資産	1,087	リース債務	1,121
建設仮勘定	814	退職給付引当金	1,496
無形固定資産	16,227	資産除去債務	1,374
借地権	721	その他の	386
ソフトウェア	825	負債合計	100,861
のれん	13,027	(純資産の部)	
その他の	1,652	株主資本	39,224
投資その他の資産	39,133	資本金	3,953
投資有価証券	13	資本剰余金	10,926
関係会社株式	3,558	資本準備金	4,754
関係会社出資金	1,513	その他資本剰余金	6,172
長期貸付金	554	利益剰余金	27,844
関係会社長期貸付金	22,657	利益準備金	20
長期前払費用	448	その他利益剰余金	27,824
敷金及び保証金	8,712	別途積立金	130
繰延税金資産	2,570	繰越利益剰余金	27,694
その他の貸倒引当金	235	自己株式	△3,500
	△1,130	純資産合計	39,224
資産合計	140,086	負債・純資産合計	140,086

損益計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	259,171
売上原価	217,577
売上総利益	41,593
販売費及び一般管理費	35,648
営業利益	5,945
受取利息	112
受取当数貸	372
受取金料	38
受取賃料	479
受取保険金	39
受取入料	217
受取委託金	69
受取補助金	20
受取その他	182
営業外費用	1,532
支払利息	226
支払借入	381
固定資産の除却	98
経常利益	156
特別利益	6,614
特別損失	6
抱合せ株式の消滅差損	883
抱合せ株式の消滅差損	669
税引前当期純利益	1,552
法人税、住民税及び事業税	5,068
法人税、住民税及び事業税	2,982
法人税、住民税及び事業税	△230
当期純利益	2,751
当期純利益	2,316

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
2021年 4月 1日 残高	3,953	4,754	6,172	10,926	20	130	26,127	26,277
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△749	△749
当期純利益							2,316	2,316
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,566	1,566
2022年 3月31日 残高	3,953	4,754	6,172	10,926	20	130	27,694	27,844

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
2021年 4月 1日 残高	△3,500	37,657	37,657
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△749	△749
当期純利益		2,316	2,316
自己株式の取得	△0	△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			-
事業年度中の変動額合計	△0	1,566	1,566
2022年 3月31日 残高	△3,500	39,224	39,224

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

日本調剤株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃木 秀一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福島 啓之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本調剤株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本調剤株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

日本調剤株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 木 秀 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福 島 啓 之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本調剤株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 後発事象について

記載すべき後発事象はありません。

2022年5月17日

日本調剤株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 畠山 信之 ㊟

監査等委員 卜部 忠史 ㊟

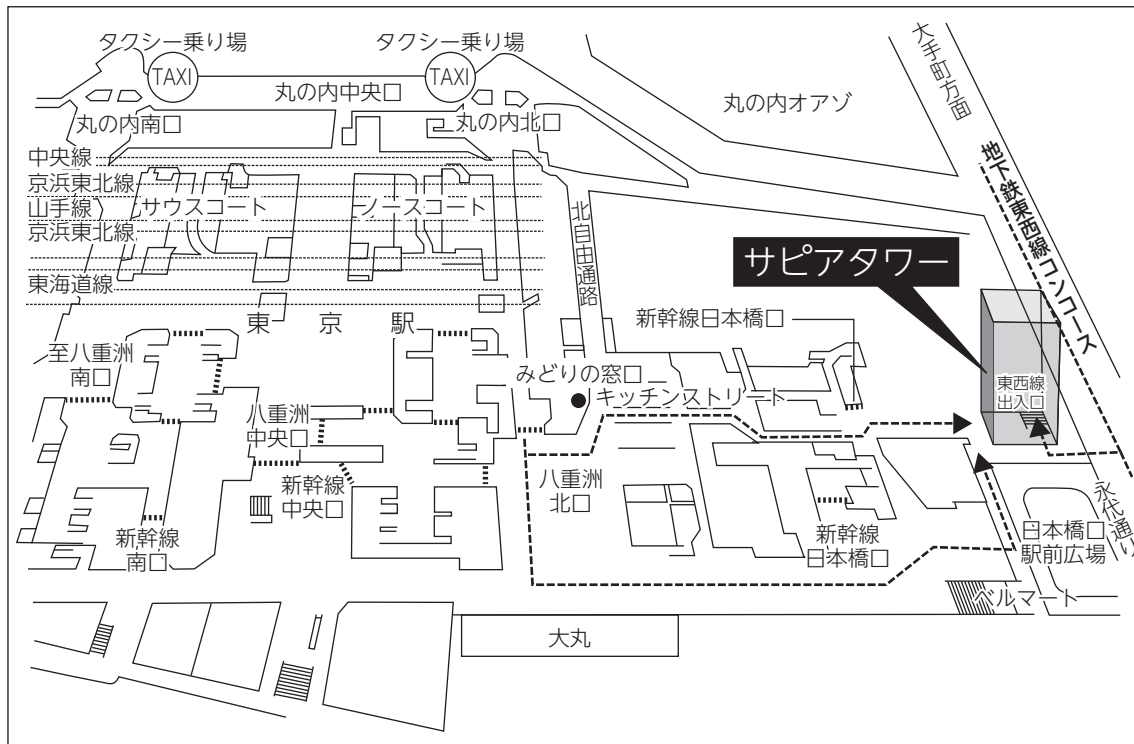
監査等委員 東 葎 新 ㊟

(注) 監査等委員卜部忠史及び東葎新は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 6階会議室
電話：03-6888-8080



■交通のご案内

- ・ JR 「東京駅」(在来線) 八重洲北口改札口から徒歩2分
- ・ 東京メトロ東西線「大手町駅」と「日本橋駅」間の地下コンコースB7番出口付近より1階エントランスにダイレクト・イン

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。